

学校いじめ防止基本方針



指導方針のポイント

- 1 日常の観察に万全を期しましょう。
- 2 早めの報告、早めの相談、一丸となって取り組みましょう。
- 3 子どもと信頼関係を築き、子どもを守ることを徹底しましょう。

翠輝学園
つくば市立谷田部南小学校

1 未然防止のための取組

○学級経営の充実

- ・児童に対する教職員の受容的、共感的態度により、児童一人一人のよさが発揮され、互いを認め合い、一人一人の児童が自己有用感をもてる学級をつくる。
- ・多様性を受け入れる素地を養う。
- ・児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ・正しい言葉遣いができる個人及び集団を育てる。「キモイ」「ウザイ」「消えろ」「死ね」などの人権意識に欠ける言葉遣いへの即時・適切な指導が重要となる。

○授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して児童の学び合いを保障する。

○道徳において

- ・いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

○学級活動において

- ・話し合い活動を通して、いじめの未然防止や解決の手立てについて考えさせ、いじめにつながるような学級の諸課題の解決を図る。
- ・構成的グループエンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る。

○学校行事において

- ・児童が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

○児童会活動において

- ・自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。

○家庭や地域との連携

- ・いじめの背景には、学校、家庭、地域社会における様々な要因があることを保護者と共通理解し、積極的な連携を図るとともに、家庭教育学級等において、いじめに関する講演会等を実施する。

2 早期発見のための取組

○複数の教職員の目による日常の交流を通じた発見に努める

- ・多くの教職員が様々な教育活動を通して、児童に関わることで発見の機会を多くする。
- ・看護当番制による教職員の休み時間の校内巡回を計画的に行う。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに、積極的に学級訪問、授業参観などをしてもらう。

○アンケート等の調査を計画的に行う

- ・「学校生活アンケート(年2回)」「にこにこアンケート(毎月1回)」を実施する。
- ・アンケート、調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教職員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

○教育相談による把握

- ・担任による定期的な面談を実施する。
- ・一人一台端末を活用した校内オンライン相談窓口を設置する。
- ・必要と思われる場合は、適時、不安や悩みを相談しやすい教職員やスクールカウンセラー等に伝えられることを周知する。
- ・面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等、専門的な立場からの助言を得る。

○保護者や地域からの情報提供の場をつくる

- ・いじめに対する学校の考えや取組を保護者や地域に発信し、いじめの発見に協力を求める。
- ・家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するために名前等、できるだけ詳細な情報を得るようにする。

3 問題への対応(いじめ発見から解決までの取組)

1 いじめの情報の把握・いじめの発見

発見者→担任→生徒指導主事・教務主任→校長・教頭

2 対応チームの編成

校長の命令により、教頭・教務主任・生徒指導主事・担任・養護教諭等事案に応じて柔軟に編成

3 対応方針決定・役割分担

- (1) 情報の整理
 - ・ いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴
- (2) 対応方針
 - ・ 緊急度の確認(自殺、不登校、暴行などの危険度)
 - ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

4 事実の究明 ～被害者→周囲の児童→加害者の順で～

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないよう場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教職員で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教職員が保護者に直接説明する。
- ×いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ×注意、叱責、説教だけで終わること。
- ×双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ×ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ×当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

関係機関との連携

- 市教育委員会・市教育相談センター＝報告と対応方針の相談
- 警察＝暴行傷害・恐喝等の事件の発生
- 医療機関＝被害者の心身の傷への対応
- PTA＝本部役員会への報告・相談

5 被害者への対応

- ◎共感的に事実を聞き、いかなる理由があっても味方であるという姿勢で対応する。
- 自己肯定感の喪失を防ぐよう、児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の児童との今後のかかわり合い方など、行動の方法を具体的に指導する。
- 経過を見守ることを伝え、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるような支援を継続する。
- ×「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

5 加害者への対応

- ◎いじめを行った背景を理解しつつ、行為に対しては毅然と指導し、反省させる。
- 話しやすい話題から入り、中立の立場でうそやごまかしのない事実確認を行う。
- 被害者の辛さに気付け、責任転嫁を許さず、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- 面談や教職員との交流を続け、成長やよさを認めていく。

5 他の児童への対応

- ◎いじめは、学校全体の問題とし、教職員が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も問題の関係者であることや被害者の気持ちを考えさせる。
- いじめを絶対に許さない集団づくりに向けて話し合わせるなどし、活動を支援する。
- ×安易な全体指導を性急に実施して信頼関係を崩さぬよう、十分に留意する。

6 保護者への対応

被害者の保護者

- 家庭訪問を行い、事実を正確に伝え、徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に伝える。
- 対応の経過を伝え、理解と協力を得る。
- いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。

加害者の保護者

- 家庭訪問を行い事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実の確認をする。
- 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

7 再発防止

- 被害者本人と保護者の了承が得られたら、再発防止へのねらいを含めた学級全体への指導を行う。
- いじめが解決したと思われた後も、卒業まで定期的に被害児童・保護者と話し合う機会をもつ。
- 学級全体にいじめを許容しない雰囲気形成し、「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行う。

4 いじめ対策組織

○ いじめ対策委員会の実施

- ・ 児童や学年の様子を共有する時間を月に1回程度設定する。
- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導、担任、養護教諭で構成する。
- ・ いじめ対策委員会では、いじめについての実態、取組について協議する。
- ・ 緊急の対応が必要な場合は、校長の命令により臨時に開く。

○ いじめ対策担当の設置と業務

- ・ いじめ問題解消支援の教員が担当し、経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- ・ いじめ対策の全体計画や対応マニュアル等を立案する。
- ・ いじめ対策委員会の運営と会議結果の全職員への周知を行う。
- ・ いじめ問題に関する校内研修を推進する。
- ・ 個々の事例に関わる教職員への相談や助言、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部機関との連絡調整を行う。
- ・ いじめ指導に関わる記録の集積と引継ぎを行う。
- ・ 中学校との情報交換を定期的に行う。

○ 教職員の意識向上のための校内研修の実施

- ・ 校内研修を計画的に実施し、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深める。

いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。（いじめ防止対策推進法第2条より）

いじめに関する共通理解事項

《いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢》

- ・ いじめの未然防止、早期発見に努め、いじめの情報を得るときは迅速に対応する。
- ・ いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ・ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立って、子どもや保護者からの通報、他の教職員から情報に真摯に対応する。

いじめの認知は、いじめ
の解消に向けた第一歩



認知件数が多いことは悪いことではなく、いじめ問題に対する意識の高さの表れと考え、件数が多い少ないではなく、認知した事案を、どれだけ、どのように解決したかが大切

- ・ 自分が担当する学級、授業等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。

《いじめと犯罪の関係についての認識》

- ・ いじめは、当事者間の状況によっては、司法機関と連携し、犯罪（暴行、傷害、脅迫、恐喝、侮辱、名誉棄損罪）として対応する場合もある。

5 学校いじめ防止プログラム（年間活動・研修計画）

月	活動・研修内容
4	・校内研修①【「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進】 ・全校集会【いじめを許さない学校にしていくために・相談窓口について】
5	・いじめ防止に関する授業①【いじめをしない、させない、許さない意識の醸成】 ・校内研修②【「いじめ」の定義の理解】
6	・第1回「学校生活アンケート」の実施 ・スクールカウンセラーによる授業【SOSの出し方】（5・6年）
7	・児童全員で「人権メッセージ」の作成 ・保護者との個別面談（全家庭）
8	・校内研修③【いじめ問題の解消に向けた組織的な取組】 ・夏季人権教育研修会及び報告会 （性的マイノリティ、同和問題、児童生徒理解等）
9	・いじめ防止に関する授業②【個性の尊重】 ・スクールカウンセラーとの個人面談（～12月までに全員実施）
10	・情報モラル授業【SNS・闇バイト・架空請求等】 ・人権教室（4年、人権擁護委員との連携） ・弁護士によるいじめ防止授業（5・6年）
11	・第2回「学校生活アンケート」の実施 ・いじめ防止に関する授業③【性的マイノリティの理解】
12	・国連世界人権デーに合わせた校内人権週間の実施（全学級で人権スローガン作成） ・人権集会【児童委員会主催・人権スローガン発表】 ・人権に関する講演会（外部講師との連携） ・いのちの教育講演会（5・6年、助産師との連携） ・保護者との個別面談（希望制）
1	・いじめ防止に関する授業③【よりよい人間関係の構築】
2	・本年度の活動・研修のまとめと課題の確認
3	・次年度の学校いじめ防止基本方針、学校いじめ防止プログラムの立案

○年間を通じた取組

- ・「にこにこアンケート」及び個人面談の実施（月に1回）
- ・異学年交流を通じた互いを認め合える人間関係・学校風土づくり
- ・教育活動全体を通じた豊かな心の育成、道徳教育・体験活動の充実
- ・学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制づくり